

総社市デジタルで人にやさしいまち推進本部設置規程を次のとおり定める。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市デジタルで人にやさしいまち推進本部設置規程

(設置)

第1条 総社市デジタルで人にやさしいまち推進条例（令和4年総社市条例第25号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、デジタル情報を適正かつ効果的に活用した人にやさしいまちづくりを推進するため、デジタルで人にやさしいまち推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) デジタルで人にやさしいまちづくりの推進及び調整に関すること。
- (2) 条例第6条に規定する基本方針及び基本方針に基づく計画に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は、副市長、教育長及び政策監をもって充てる。
- 3 本部員は、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、消防長及び教育部長をもって充てる。
- 4 前項に定めるもののほか、特に必要があると認める場合には、本部長が指名する職員をもって本部員に充てることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対し会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 本部長は、第2条に掲げる事項の具体的な取組を検討するため、本部長が指名する者で構成する部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、デジタル化推進室において処理する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。